

「障害者差別解消法」の取組について

大阪市では、障がいの有無にかかわらず、すべての市民の方が共に安心して暮らしていける社会の実現に向けて取り組んでいます。

しかしながら、障がいに関する理解不足から、依然として、障がいのある市民の方が入店や乗車を拒否されるなど、差別的な取り扱いが起きています。この大阪市内で安心して暮らしていただくためには、日常生活や社会生活を制限するような様々なバリアを取り除いていくことが大切であり、それを率先して進めていくことが行政の役割であると考えています。

この4月1日、障害者差別解消法が施行され、社会全体で障がいのある方への差別の解消に取り組んでいくことが法律に明記されました。職員の皆さんも、当然その義務が課せられており、この法律の趣旨をしっかりと理解し、障がい者差別の解消に向け取り組んでください。

取り組んで行くにあたっては、何が不当な差別に当たるのか、それぞれの障がいに応じてどのような配慮が必要かということについて、正しく認識することが肝心です。そのため、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」についての基本的な考え方や具体例等を盛り込んだ「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を服務規律の一環として策定しました。

職員の皆さんは、日頃からそれぞれの持ち場で、障がいのある市民の方に対応していただいていると思いますが、この対応要領の内容を、皆さんの仕事にあてはめて、あらためて、どのように対応していくべきかを考え、実行してください。皆さんは、障がい者差別の解消に率先して取り組んでいく主体であり、すべての市民の方から「住んで良かった」と言ってもらえるような、差別のない明るく、元気な大阪市の実現に向けて取り組んでください。

平成 28 年 6 月 1 日
大阪市長 吉村 洋文